#### 千葉県教育庁北総教育事務所 管理課

#### 令和5年度第1号

# 北総モラールアップ通信





チーム北総 思いを伝えるチーム ~和・輪・話~

令和4年度、県内における教職員の懲戒処分は24件(監督責任10件除く)でした。このうち、小中義務教育学校におけるわいせつセクハラ事案(7件)と自校生徒とのSNS等の不適切なやり取り(1件)が発生しており、依然として危機的な状況が続いています。

わいせつセクハラ事案だけでなく、教職員の不祥事は様々な場面で起こり得る危険性があります。これを防ぐためには、我々教職員一人ひとりがしっかりと「当事者意識」をもち、チーム一丸となって不祥事根絶に取り組んでいかなければなりません。その一助として、本年度も北総教育事務所では、『北総モラールアップ通信』を発行します。ぜひ、各校の校内研修等でご活用ください。

7月は千葉県の不祥事根絶強化月間です。これまで以上に取組を強化し、北総地区一丸となって安全・安心で信頼される学校づくりに取り組んでいきましょう。全ては子どもたちの光輝く未来のために!

# 今月のテーマ「不祥事根絶をめざす」

チーム北総 今年度のキーワードは、

トリプルC ☆ CHANCE CHANGE CHALLENGE

ピンチをチャンスにアフターコロナの教育活動に向けてチェンジ 安全・安心で信頼される学校づくりにさらにチャレンジ

# Let'sCheck! (その1)

以下の内容は、不祥事根絶のための基本となることです。今の状況について再度確認をしてください。

- ① 他人事と思わず、当事者意識をもつ。
  - □「いつ、誰が、どの学校が、不祥事を起こしてもおかしくない」という意識を持っている。
  - □「自分にも不祥事を起こしてしまう危険性がある」ということを自覚している。
- ② 想像力を働かせる。
  - □自分が不祥事を起こしたら、<mark>たくさんの人にどれだけ辛い思いをさせるのか</mark>想像できる。
  - □自分の発言や行動の先にある出来事をイメージしている。
  - □「見つからなければよい」と考えていない。
- ③ 計画的・継続的な不祥事根絶のための研修会の実施。
  - □モラールアップ研修に積極的に参加している。
  - □研修を行うにあたり工夫するように心がけている。
  - □職員一人一人の心に響く研修を目指している。
- 4 不祥事根絶を図る職場環境づくり。
  - □職員それぞれがお互いを尊重しつつ、率直なコミュニケーションを図ることができる。
  - □<mark>相談し合える雰囲気</mark>ができている。

# ☆効果的な研修実践例の紹介☆

令和5年4月10日付け教職第32号の通知で紹介された「不祥事根絶の取組」に係る「校内研修事例集(効果的な研修実践例の紹介)」は、そのまま校内研修に活用できるとても優れた資料です。積極的に活用し、職員一人一人の当事者意識の高揚につなげ、実効性のある工夫した取り組みの継続をお願いします。

URL https://www.pref.chiba.lg.ip/kyouiku/syokuin/kanri/kounaikensyu.html





# Let'sCheck! (その2)

## Let'sCheck! (その2)

県教育委員会では、不祥事根絶において、公立学校におけるルールを以下のとおり設定しています。この ルールを理解しているか再度確認してみましょう。

## 車のルール

#### 基本、児童生徒を自家用車に乗せてはいけない

- ①人命に関わる緊急事態以外乗せない。
- ②管理職の了解を得る。
- ③部活動の対外試合に乗せていくのは禁止。

## 児童生徒相談のルール

- ①組織的な対応 ほう(報告)・れん(連絡)・そう(相談)
  - ○複数による対応 ×閉ざされた空間での相談
- ②校外で個人的に会っての相談は禁止
  - ・やむを得ない場合は、管理職に了解を得る。

## SNS を利用する際のルール

- ①自分が職場で得た生徒等のプライベートな情報を話さない。(個人情報、守秘義務)
- ②社会常識に反した特殊な意見を表明しない。 誤解を招きそうな発言を行わない。

#### メールのルール

#### 児童生徒、保護者と私的なやりとりを行わない

①やむを得ない連絡の場合は保護者の同意及び管 理職の許可を得る。

#### (メールアドレス等収集記録簿への記載)

- ②必要最小限の内容にする。
- ③メールの相談への回答は、面談で行う。

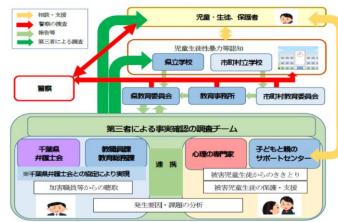
令和4年4月1日施行の「**教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律**」において、教育職員等による児童生徒性暴力等は明確に禁じられています。

令和 5 年 3 月に「**教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われる時の対応方針につい て**」が示され、併せて 4 月 1 日に「**教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する事業実施要綱**」 が制定されました。

千葉県教育委員会が心理の専門家や 法律の専門家の協力を得て、県教職員に よる児童生徒性暴力等の事実確認の調査 や研修を実施し、再発及び未然防止に取 り組みます。

法律の趣旨を理解することは、もちろんのこと、「あれ?」と思った時の対応や児童生徒から話を聴く際の留意点、事業の活用方法などを校内研修などで確認することが求められています。

是非とも、取り組んでみてください。



< 概念図 >

## ★コンゼツ・ノ・ヒント★ 「お金」について

学校は、教育活動を円滑に進めるために、様々な「お金」を扱います。「お金」は、大きく公費と私費に分けられます。 公費は主に市町会計に関わるもの、私費は教材や遠足等の個人に関わるものです。前者は事務職員が、後者は学級 担任が取り扱うのが一般的でしょう。この他、PTA 会計は教頭先生が取り扱う学校が多いでしょうか。

学校は、これらの「お金」を学校徴収金マニュアル等に則り適正に処理しています。最近は、会計処理の効率化を意図し、インターネットバンキング利用を導入している学校もあるようです。このシステムは、直接銀行に出向く手間や現金の取扱を省くことができ、利便性に優れています。しかし一方で、担当者の入力ミスや恣意的な金額や振込先操作等の事故が起こる危険性もあります。新たなシステムを導入する際は、必ずそれによって起こり得る事故、それを防ぐための対策を熟考する必要があるでしょう。

あなたの学校の学校徴収金マニュアル等は時代に合っていますか?